

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和4年8月8日

奈良県知事 荒井正吾

## 第1 入札に付する物件及び予定価格

次の物件について予定価格を公表し、入札に付します

物件1 物件名：旧奈良保健所  
所 在：奈良県奈良市西木辻町200番46  
地目数量：宅 地 1685.13㎡  
建 物 1563.70㎡  
予定価格：145,400,000 円

物件2 物件名：旧道路公社資産（1）  
所 在：奈良県奈良市宝来五丁目450番5  
地目数量：雑種地 101.38㎡  
建 物 なし  
予定価格：2,450,000 円

物件3 物件名：旧道路公社資産（2）  
所 在：奈良県奈良市宝来四丁目1457番3  
地目数量：山 林 78.72㎡  
建 物 なし  
予定価格：2,000,000 円

## 第2 入札に参加する者に必要な資格

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当しない者であること。
- 3 その他令和4年度 第1回 一般競争入札による県有地売払入札要綱に定める事項

## 第3 一般競争入札申込書及び一般競争入札実施要領の配布期間及び配布場所

### 1 配布期間

令和4年8月8日（月）から令和4年8月26日（金）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

## 2 配布場所

奈良県総務部ファシリティマネジメント室（奈良市登大路町30番地  
奈良県庁主棟1階）

配布時間 午前9時から正午 及び 午後1時から午後5時まで

## 第4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

奈良県総務部ファシリティマネジメント室財産係

電話 0742-27-8004

## 第5 入札参加申込みの方法

1 一般競争入札申込書に必要事項を記載し、第2の資格のある者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、郵送又は持参の方法により申し込んでください。

(1) 一般競争入札申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）を郵送する場合

①送付先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部ファシリティマネジメント室財産係

②受付期間

令和4年8月8日（月）から令和4年8月26日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付けます。

③郵送方法

簡易書留に限ります。

(2) 申込書等を持参する場合

①受付場所

奈良県総務部ファシリティマネジメント室財産係

②受付期間

令和4年8月8日（月）から令和4年8月26日（金）まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。)の午前9時から正午 及び 午後1時から午後5時まで

2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

## 第6 現地説明を行う日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和4年8月17日（水） 午前10時 ～ 午前11時頃まで	奈良県奈良市西木辻町 200番46 現地
2	令和4年8月17日（水） 午後2時00分 ～ 午後2時30分頃まで	奈良県奈良市宝来五丁目 450番5 現地
3		及び 奈良県奈良市宝来四丁目 1457番3 現地

## 第7 入札の日時、場所等

### 1 日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和4年9月14日(水) 午前10時～	奈良県庁主棟6階 入札室
2	令和4年9月15日(木) 午前9時30分～	奈良県庁主棟6階 入札室
3	令和4年9月15日(木) 午前11時～	奈良県庁主棟6階 入札室

2 郵便による入札は、行いません。

## 第8 開札の日時及び場所

開札は、入札を行った場所において、入札の終了後直ちに行います。

## 第9 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければなりません。

なお、落札者が契約を締結しない場合は、当該入札保証金は県に帰属します。

## 第10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 虚偽の申請を行った者のした入札
- 3 一般競争入札実施要領に違反した入札

## 第11 落札者の決定方法

入札金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 第12 契約書の作成の要否等

- 1 契約書の作成の要否

要します。

- 2 契約保証金

契約の相手方は、売買代金の100分の10に相当する額の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。

- 3 売買代金の支払方法

契約の相手方は、契約締結後、県が発行する納入通知書により納期限までに売買代金を納付しなければなりません。

## 第13 その他

詳細は、令和4年度 第1回 一般競争入札による県有地売払い実施要領によります。